

鳥取県町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の増減及び同組合同規約の変更について

鳥取県町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の増減及び同組合同規約を次のとおり変更することについて、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百九十条の規定により議決を求めらる。

昭和四拾九年五月 貳日

提出

写

鳥取県東伯郡三朝町長松村喬成

昭和四拾九年五月 貳日 原案可決

三朝町議会議長牧田禎

## 鳥取県町村職員退職手当組合格約の一部を改正する規約

鳥取県町村職員退職手当組合格約の一部を次のように改正する。

「佐治用瀬ごみ処埋施設組合

別表中「中部市町村共同施設管理組合」の次に 八頭東部衛生施設組合

を加える。

西伯町ほか二か町清掃施設管理組合」

附 則

この規約は、昭和四十九年十月一日から施行する。